

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月25日</p> <p>石川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">住所 石川県能美市浜町ヌ167番地</p> <p style="text-align: center;">氏名 小松マテーレ株式会社</p> <p style="text-align: center;">代表取締役社長 中山 大輔</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 0761-55-1111</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	小松マテーレ株式会社 根上工場
事業場の所在地	石川県能美市浜町ヌ167番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	染色整理業(合成繊維) [114]
② 事業の規模	27,045百万円
③ 従業員数	802人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 /発生源                  複合薄膜工程             </div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 廃棄物                  (a) 廃油             </div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 処理・処分                  焼却 → 燃え殻(残さ) → 埋立処分(管理型)             </div> </div>

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

## (1) 責任者および管理組織

統轄責任者 生産本部長

廃棄物管理責任者 エネルギー管理G

廃棄物処理担当 エネルギー管理G

## (2) 教育・研修等

発生する産業廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、社員に定期的に教育する。

## (3) 情報公開

地域会合には積極的に参加し、産業廃棄物及び環境対策について連絡する。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	300.8 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	400 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産量に合わせた必要量のみ樹脂作成を行い、ロス削減を図る。</li> <li>・分別を徹底し、再利用できる品質の溶剤を有価で引き取ってもらい、排出量の削減を図る</li> </ul>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	300.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	297.5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	297.5 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	400 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	400 t	t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	380 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認</li> </ul>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	300.8 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト使用済み</li> <li>・電子マニフェスト導入済み</li> <li>・電子マニフェスト操作体験セミナー参加済み</li> <li>・電子マニフェスト導入説明会参加済み</li> <li>・電子マニフェストを使用している処理業者（収集運搬）との委託契約済み</li> <li>・電子マニフェストを使用している処理業者（処分）との委託契約済み</li> </ul>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。